審査基準及び標準処理期間整理個表

番号　11

処　　分　　名	販売後の受託物品の検査	
処　分　の　概　要	販売後の受託物品の検査を行い、検査結果を証明する。	
根　拠　法　令　名	松山市中央卸売市場業務条例（平成17年条例第22号）	
条　　項	第62条第2項	
所　　管　　課	中央市場課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		7日
標　準　処　理　期　間		計　　7日

審　査　基　準

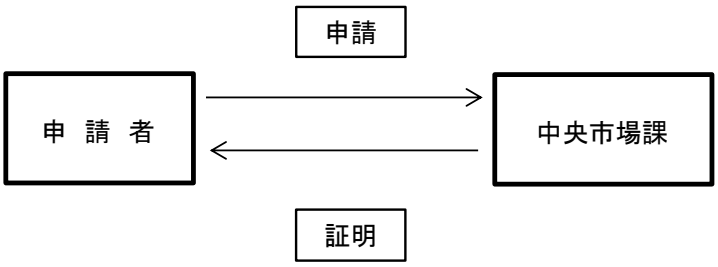
未設定

【根拠法令等】
松山市中央卸売市場業務条例
（卸売代金の変更の禁止）
第62条　卸売業者は，卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし，規則で定めるところにより，市長の指定する検査員が正当な理由があると確認したときは，この限りでない。
2　前項ただし書の場合において，卸売業者は，検査の結果を証する書面を必要とするときは，市長にその交付を請求することができる。

松山市中央卸売市場業務条例施行規則
（卸売代金の変更等）
第83条の2　条例第62条第1項ただし書の正当な理由は，卸売をした物品が次の各号のいずれかに該当するときとする。
(1) 市場取引の経験からして予見し難い隠れた欠陥があるとき。
(2) 表示された数量，品質又は内容に著しい差異があるとき。
2　条例第62条第2項の規定による検査の結果を証する書面の交付の請求は第51号様式により行うものとし，これに基づく市長の証明は第52号様式により行うものとする。

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



7日

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。